

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成27年3月27日
【会社名】	東北特殊鋼株式会社
【英訳名】	Tohoku Steel Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 桂一郎
【本店の所在の場所】	仙台市太白区長町七丁目20番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っており ます。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23
【電話番号】	(0224) 82 1010(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 佐々木 茂範
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 東京営業所 (東京都中央区日本橋本町二丁目3番4号 江戸ビル) 名古屋営業所 (名古屋市中区錦二丁目15番22号 りそな名古屋ビル) 大阪営業所 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号 興銀ビル) (注)東京営業所、名古屋営業所、大阪営業所は金融商品取引法の規定する 備付場所ではありませんが、株主の便宜のため臨時報告書の写しを備 えるものであります。

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

減損損失（特別損失）の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年3月27日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

特殊鋼事業のうち当社の精密加工部門における生産設備に対する投資効果が計画通り得られず、将来の回収可能性を検討した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、保有する固定資産の減損処理を実施し、減損損失を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年3月期の個別決算および連結決算において、減損損失439百万円を特別損失で計上する見込みであります。

関係会社株式評価損（特別損失）の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年3月27日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

タイにおける子会社TOHOKU Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.については、事業の立ち上げが当初の計画より遅れていることなどにより純資産の著しい減少が生じたため、今後の見通しを検討した結果、「金融商品に関する会計基準」に基づき、当社の保有する同社株式について減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年3月期の個別決算において、関係会社株式評価損493百万円を特別損失で計上する見込みであります。

なお、当該関係会社株式評価損は、個別財務諸表のみで計上されるものであり、連結決算では消去されるため、連結損益への影響はありません。

以 上